

第 3 2 号議案

足立区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。)第 1 1 5 条の 4 6 第 4 項の規定に基づき、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法、介護保険法施行令(平成 1 0 年政令第 4 1 2 号)及び介護保険法施行規則(平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「省令」という。)で使用する用語の例による。

(職員に係る基準及び当該職員の員数)

第 3 条 法第 1 1 5 条の 4 6 第 4 項に規定する地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数は、省令第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号に定めるところによる。

(職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項)

第 4 条 法第 1 1 5 条の 4 6 第 4 項に規定する地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項に関する基準は、省令第 1 4 0 条の 6 6 第 2 号に定めるところによる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

介護保険法の改正に伴い、足立区における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。